

四国中央市公告第 70 号

四国中央市書道パフォーマンス之聖地モニュメント整備業務公募型プロポーザルの実施について

四国中央市書道パフォーマンス之聖地モニュメント整備業務に係る受託者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和 4 年 10 月 25 日

四国中央市長 篠原 実

1 業務の概要

(1) 業務名

四国中央市書道パフォーマンス之聖地モニュメント整備業務

(2) 業務の内容

本年15周年の節目となる大会を終えた書道パフォーマンス甲子園は、書道を愛する高校生の夢の舞台である。今後も大会が発展し続け、全国に広がるよう願いを込めて書道パフォーマンス甲子園の聖地の象徴となるモニュメントを制作し、モニュメント設置箇所を中心とした憩いの場を整備するとともに、このモニュメントを核として書道パフォーマンスの魅力を市内外に発信することにより、書道パフォーマンス甲子園及び市の認知度向上を図り、市内への誘客を促進することを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 5 年 7 月 10 日まで

(4) 予定価格

16,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 入札参加資格審査申請書（令和 3・4 年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書をいう。以下同じ。）を提出している者又は入札参加資格審査申請書を本業務の公募に係る参加表明書の提出期限の前日までに提出する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 16 年四国中央市告示第 35 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなさ

れていないこと。

- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役員若しくは使用人を有する団体又はこれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

四国中央市教育管理部文化・スポーツ振興課書道パフォーマンス甲子園振興室
住 所 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号
電 話 番 号 0896-28-6037
F A X 番 号 0896-28-6060
電子メールアドレス shodo-p@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 企画提案実施要領の交付期間、場所及び方法

公告の日から令和 4 年 11 月 17 日（木）までの期間において、市公式ホームページ（<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>）からダウンロードすること。

(3) 参加表明書の提出

公告の日から令和 4 年 11 月 17 日（木）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成 16 年四国中央市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までに上記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の方法により提出すること。

(4) 企画提案書及び価格提案書の提出

第 1 次審査の結果を通知した日の翌日から令和 4 年 11 月 30 日（水）まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までに上記(1)の担当部局に持参、書留郵便又は信書便の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の選定に当たっては、第 1 次審査で事務局が提出された参加表明書により参加資格を審査し、第 2 次審査で四国中央市書道パフォーマンス之聖地モニュメント整備業務受託者選定委員会がプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、高校生による投票結果を評価方法の一部に加え、優先交渉権者等を選定するものとする。

5 見積書の徴取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本業務に係る見積書を徴取するものとする。優先交渉権者は、見積書の提出に当たり、詳細な費用内訳書を添付しなければならない。

6 前金払

受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第（昭和 27 年法律第 184 号）2 条第 4 項に規定する保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 3 に相当する額以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 質疑応答の窓口は、上記 3 (1) の担当部局とする。
- (3) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (4) 令和 4 年 11 月 8 日（火）に現地説明会を開催する。参加を希望する場合は、様式集の現地説明会申請書（様式 1）を 11 月 4 日（金）15 時までに上記 3 (1) の担当部局に電子メールで提出すること。
- (5) その他詳細については、書道パフォーマンス之聖地モニュメント整備業務企画提案実施要領による。